

決 議

地域の安全・安心、国土の強靱化、地方創生を実現し、経済に好循環をもたらすストック効果を早期に発揮させるため、既存の道路を最大限に活用し、長寿命化を図るとともに、必要な道路整備が進められるよう、次に掲げる項目を道路利用者の意見を十分反映しつつ、計画的かつ着実に推進すること。

- 一、東日本大震災の迅速な復興を推進するため、復興関連予算は、平成二十八年度以降も通常予算とは別枠で継続的に確保
- 一、事前防災、減災対策の推進による災害に強い道路の構築
- 一、高規格幹線道路等の未整備区間の解消、暫定二車線区間の四車線化の早期実現
- 一、道路の老朽化対策における人材育成、点検・診断システムの拡充及び点検、診断、補修等に対する財政措置の充実
- 一、人流・物流の円滑化のための渋滞対策の推進
- 一、暮らしの道を再生する生活道路、通学路等の交通安全対策の推進
- 一、「スマートIC」や「道の駅」、SA・PAの整備、「無電柱化」の推進

右項目の推進に必要な予算を確保したうえで、長期安定的に道路整備が進められるよう、平成二十八年度道路関係予算は、要求額を満額確保すること。

平成二十七年五月十九日

全国道路利用者会議

第六十七回定時総会

特別決議（案）

東日本大震災から四年が経過したが、被災地における人口流出や暮らしと経済を支える交通基盤の脆弱性など依然として課題が残っており、復興にはまだ道半ばである。一方、集中復興期間は平成二十七年度までとされており、被災地において来年度以降も迅速かつ着実に復興を推進するため、次に掲げる事項を確実に実行するよう。

一、平成二十八年度以降も復興事業を計画的に実施できるよう、通常予算とは別枠で継続的に予算を確保すること。

一、復興交付金制度及び震災復興特別交付税による財政支援については、復旧・復興が完了するまで継続すること。

平成二十七年五月十九日

全国道路利用者会議

第六十七回定時総会